

議案第33号

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例中一部改正の件

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年9月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第45条」を「第46条」に改める。

第34条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第46条を第47条とし、第45条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第46条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、芽室町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第12号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(道路の構造の技術的基準)</p> <p>第4条 道路を新設し、又は改築する場合における法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、次条から第46条までに定めるところによる。</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(歩行者利便増進道路)</p> <p><u>第46条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p>	<p>(道路の構造の技術的基準)</p> <p>第4条 道路を新設し、又は改築する場合における法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、次条から第45条までに定めるところによる。</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>る。</p> <p><u>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、芽室町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第12号）で定める基準に適合する構造とするものとする。</u></p> <p>（道路に設ける道路標識の寸法）</p> <p><u>第47条 一略一</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（道路に設ける道路標識の寸法）</p> <p><u>第46条 一略一</u></p>